

章	条項	内容	関連規則・取組み等	
前文		基本理念		
第1章	総則	第1条 目的	市民参加と協働を基調とし、市民の知恵と力を生かした自治の推進を図る	
		第2条 定義	市民、市民参加、協働の各定義	
第2章	基本原則	第3条 情報の共有の原則	まちづくりに関する情報共有	
		第4条 市民参加の原則	市民参加による市民意思の市政反映	
		第5条 協働の原則	市民と市は協働によるまちづくりを進める	
第3章	市民の権利及び責務	第6条 市民の権利		
		第1項	まちづくりの主体、市政に参加する権利 市政情報を知る権利	
		第2項	自ら考え行動するために学ぶ権利	
		第7条 市民の責務		
		第1項	主体的にまちづくりに参加する	
第4章	市議会、市等の責務	第8条 市議会の責務	市民意思の市政反映を運営 市政の調査と監視	
		第9条 市の責務		
		第1項	市民参加の拡充 市民意見の適切な市政反映	必要に応じて説明会開催及び市民検討会議等を設置 (説明会開催...平成18年度7回 平成19年度1回)
		第2項	情報と学習機会の提供	「富士見市協働によるまちづくり講座」(平成20年4月開始)
		第10条 市長の責務	条例の遵守 公正誠実な市政運営	
		第11条 市職員の責務		
		第1項	市民全体の奉仕者、地域の一員、市民との信頼関係向上に努める	
第2項	能力開発と向上	人材育成基本方針(平成17年9月策定)		
第5章	市民参加及び協働のまちづくりの推進	第12条 市民参加手続		
		第1項	市は適切で効果的な市民参加手続を行う	市民参加手続規則(平成16年5月1日施行)
		第2項	事前公表	審議会等の開催予定をHP等で事前公表(平成16年度68% 平成17年度73% 平成18年度83% 平成19年度集計中)
		第13条 市民意見提出手続	市民意見に対する市の考え方を公表 市民意見を勘案して意思決定する	市民参加手続規則によるパブリックコメントの運用 (平成16～19年度 14案件に対して応募144件)
		第14条 審議会等への参加	公募委員の選任に努める	審議会等の設置運営に関する指針(平成16年4月30日策定) (公募委員のいる審議会等...平成18年度44% 平成19年度48%)
		第15条 市民参加及び協働の推進		
		第1項	市民参加・協働事業の推進	市民参加・協働事業の取組み調査実施・報告 (平成19年度市民参加事業21件 協働事業37件)
		第2項	推進組織の整備	・市民懇談会 (平成16～19年度 9回開催) ・庁内委員会 (平成16～19年度10回開催)
第16条 自主的なまちづくり活動の促進	情報提供、相談、技術的支援	・「富士見市協働によるまちづくり講座」(平成20年4月開始) ・担当課で随時相談に応じる		
第6章	市政運営	第17条 計画的な総合行政	総合的、計画的な行政運営	基本構想
		第18条 情報の公開	情報提供の充実	情報公開条例 (平成16～19年度 開示請求35件 任意開示48件)
		第19条 説明責任	施策の立案、実施、評価の説明	必要に応じて説明会等開催 (説明会開催...平成18年度7回 平成19年度1回)(再掲)
		第20条 応答責任	市民意見要望への応答	市長への手紙、メール (平成16～19年度(2/29まで)332件 主な意見分野...道路交通、保健福祉関係)
		第21条 個人情報の保護	個人情報の適正な取扱	個人情報保護条例 (平成16～19年度 開示請求10件)
		第22条 適正な行政手続	適正な処分、行政指導、届出	行政手続条例
		第23条 市民投票制度の活用	市民総意の確認	市民投票条例
		第24条 行政評価	行政評価の結果を施策に反映させる	
		第25条 健全な財政運営		
		第1項	中長期的財政計画に基づいた健全な財政運営	第4次基本構想(平13～22)/後期基本計画(平18～22)/実施計画(平20～22)
		第2項	わかりやすい財務資料を公開	広報ふじみ・HPに掲載(平成17年1月号平成16年度決算のあらまし 平成18年12月号バランスシートからわかる富士見市の財政事情 平成19年12月号バランスシートからわかる富士見市の財政事情 平成元年～18年度富士見市の財政状況HPに掲載)
第7章	位条 け置例 付の	第26条 条例の位置付け	条例理念を最大限に尊重する	
		第27条 条例の見直し	施行日(H16.4.1)から5年を超えない期間ごとに見直し	平成20年度第1次見直し
第8章	雑則	第28条 委任	規則で定める	市民参加手続、市民意見提出手続